

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成26年10月 1日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 財政課の平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成26年7月16日～平成26年7月30日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
切手受払簿については、様式に使用者記入欄を設けるなどして使用者及び使用目的を明確にし、適正な金券管理が行われるよう改善すること。	切手受払簿様式について、使用目的及び使用者欄を設け、新しい様式に改善した。